

野生鳥獣の肉における放射性物質の測定結果について (平成31年度第12報)

白石市、岩沼市、栗原市、大崎市及び加美町で採取されたイノシシの肉について、放射性物質の測定を行ったところ国の基準値（100ベクレル/kg）を超えるものはありませんでした。

なお、ツキノワグマ肉及びイノシシ肉については、平成24年6月25日付けで、県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しております。

記

1 測定結果

(単位：ベクレル/kg)

鳥獣名	捕獲場所	放射性セシウム		捕獲年月日	測定日
		測定値	食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値		
イノシシ	栗原市栗駒松倉中山田	16	100	R2.2.20	R2.3.5
	大崎市松山次橋	25		R2.2.21	
	白石市福岡深谷	19		R2.2.22	
	岩沼市志賀	15		R2.2.24	
	加美町鹿原小山	15		R2.2.25	
	白石市大平中目	13		R2.2.28	

※ 次のURLから、野生鳥獣肉に係るこれまでの検査結果が確認できます。

<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/other/#11>

- 2 測定年月日 令和2年3月5日
3 検査機関及び検査機器 株式会社 理研分析センター
ゲルマニウム半導体検出器
4 検出下限値 15.9～17.5 ベクレル/kg

(参考)

(1) 不検出

放射性物質の濃度が、検出下限値に満たないことを指します。

(2) 検出下限値

当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を示し、測定ごとに異なります。

なお、測定値及び検出下限値は、セシウム134及びセシウム137それぞれの値を合算した値であり、測定の結果によりセシウム134又はセシウム137のどちらかが不検出の場合などでは、測定値が検出下限値を下回ることがあります。